

岩手大学大学院理工学研究科規則

(平成31年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び岩手大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、岩手大学大学院理工学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(人材養成に関する教育研究上の目的)

第2条 理工学研究科は、持続可能で安全・安心な社会構築を目指し、専門分野の探求に必要な深い知識、幅広い教養、地域理解、国際性、リーダーシップ及び倫理観を身に付け、真理への飽くなき探求心で新たな知見の発見、価値の創造に貢献する人材を育成することを目的とする。

(研究科長)

第3条 大学院学則第9条第2項に基づき、研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、理工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の招集、理工学研究科に関する事項の連絡調整、その他必要な業務を処理する。

(副研究科長)

第4条 大学院学則第9条第2項に基づき、研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科の管理運営を円滑に遂行するため、研究科長を補佐する。

(専攻長)

第5条 大学院学則第5条に定める各専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科教授会)

第6条 大学院学則第7条に基づき、理工学研究科に研究科教授会を置く。

2 前項の研究科教授会に関する事項は、別に定める。

(専攻会議)

第7条 大学院学則第7条に基づき、理工学研究科の各専攻に専攻会議を置く。

2 前項の専攻会議に関する事項は、別に定める。

(運営会議)

第8条 研究科運営の執行に関する責任を持つ機関として、岩手大学理工学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議について必要な事項は、別に定める。

(教育研究分野)

第9条 大学院学則第5条に定める専攻に、次の教育研究分野を置く。

自然・応用科学専攻

化学分野

生命科学分野

数理・物理科学分野

材料科学分野

システム創成工学専攻

電気電子通信工学分野

機械工学分野

知能情報工学分野

社会基盤・環境工学分野

デザイン・メディア工学専攻

デザイン工学分野

メディア工学分野

2 学生は前項に規定する教育研究分野のうち、1つの教育研究分野に所属するものとする。

(教育方法)

第10条 研究科の教育は、学生の授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導により行う。

2 研究指導のため、主任指導教員及び副指導教員を置く。主任指導教員及び副指導教員は、理工学研究科学位点検委員会（以下「学位点検委員会」という。）の審議を経て、研究科教授会で決定する。

3 授業及び研究指導は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第11条 研究科における専攻別の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を学期の初めに主任指導教員の承認を得て研究科長に届け出なければならない。

3 主任指導教員が必要と認めたときは、他の専攻又は連合農学研究科若しくは獣医学研究科の専攻の授業科目を4単位まで履修することができる。ただし、修了に必要な単位数に充当することはできないものとする。

4 主任指導教員が必要と認めたときは、岩手大学大学院総合科学研究科各専攻の授業科目を4単位まで履修することができる。ただし、修了に必要な単位数に充当することはできないものとする。

(単位の授与)

第12条 授業科目の履修単位は、筆答又は口頭試験あるいは研究報告の成績を評価して与えるものとする。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第13条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 学生は、他の大学院の授業科目を履修しようとするときは、主任指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により修得した単位は、4単位まで研究科において修得したものとみなすことができる。ただし、修了に必要な単位に充当することはできないものとする。

4 前項及び第11条第3項の規定により修得した単位は合算して、4単位を超えないものとする。

5 前項の規定は、第16条の規定による留学の場合に準用する。

6 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第14条 大学院学則第17条の2に定める入学前の既修得単位の認定については、理工学研究科教務委員会の審議を経て、研究科教授会で決定する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が当該大学院等における研究指導を受けることができる。ただし、その期間は1年を超えないものとし、更に教育上有益であると研究科において認めるときは1年以内の延長を認めることができる。

2 学生は、他の大学院等で研究指導を受けようとするときは、主任指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により受けた研究指導は、研究科における研究指導の一部とみなすことができる。

4 前項の規定は、第16条の規定による留学の場合に準用する。

5 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

(留学)

第16条 研究科が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

2 学生は、外国の大学院に留学しようとするときは、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

(修了及び学位の授与)

第17条 研究科の修了要件は、3年以上在学し、授業科目について別表第2に記載された単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文（以下「学位論文」という。）の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた業績を上げた者については1年（本学大学院又は他の大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該修士課程における在学期間を含む3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定に定める修了要件を満たした者に博士の学位を授与する。

3 前2項に規定するもののほか、学位授与について必要な事項は別に定める。

（学位論文の審査）

第18条 学位論文の審査を受けようとする学生は、所定の単位を修得し、研究科の指定する期日までに学位論文を研究科長に提出しなければならない。

（最終試験）

第19条 最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について、各専攻において行う。その期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

（特別聴講学生）

第20条 大学院学則第48条第1項で定める特別聴講学生を受け入れる場合は、理工学研究科教務委員会（以下「研究科教務委員会」という。）の審議を経て、研究科教授会で決定する。

（特別研究学生）

第21条 大学院学則第49条第1項で定める特別研究学生を受け入れる場合は、研究科教務委員会の審議を経て、研究科教授会で決定する。

（研究生）

第22条 大学院学則第47条第1項で定める研究生を受け入れる場合は、研究科教務委員会の審議を経て、研究科教授会で決定する。

（雑則）

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の工学研究科入学者については、なお従前の例による。

3 岩手大学大学院工学研究科規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年7月5日から施行する。

別表第1 第11条第1項に定められた授業科目及び単位数

理工学研究科 博士課程

自然・応用科学専攻

科目区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
研究科共通科目		理工学人材育成特論 グローバルキャリアデザイン 国際ビジネス特論 英語コミュニケーション 上級科学技術英語 長期インターンシップ デザイン思考論 数理・情報科学特論	1	1 1 2 1 1 4 1 1
専攻共通科目		分子機能化学特論 ナノ材料化学特論 生命生体機能特論 細胞再生医療特論 基礎数理科学特論 応用数理科学特論 基礎物理科学特論 物性物理科学特論 金属材料理工学特論 機能材料理工学特論 材料評価学特論		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
分野別科目	演習科目	化学系特別演習Ⅰ 化学系特別演習Ⅱ 生命科学系特別演習Ⅰ 生命科学系特別演習Ⅱ 数理・物理科学系特別演習Ⅰ 数理・物理科学系特別演習Ⅱ 材料科学系特別演習Ⅰ 材料科学系特別演習Ⅱ		1 1 1 1 1 1 1 1
	研究指導科目	化学系特別研究Ⅰ 化学系特別研究Ⅱ 化学系特別研究Ⅲ 生命科学系特別研究Ⅰ 生命科学系特別研究Ⅱ 生命科学系特別研究Ⅲ 数理・物理科学系特別研究Ⅰ 数理・物理科学系特別研究Ⅱ 数理・物理科学系特別研究Ⅲ 材料科学系特別研究Ⅰ 材料科学系特別研究Ⅱ 材料科学系特別研究Ⅲ		1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2

システム創成工学専攻

科目区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
研究科共通科目		理工学人材育成特論	1	
		グローバルキャリアデザイン		1
		国際ビジネス特論		2
		英語コミュニケーション		1
		上級科学技術英語		1
		長期インターンシップ		4
		デザイン思考論		1
		数理・情報科学特論		1
専攻共通科目		電気エネルギー特論		2
		電子デバイス特論		2
		通信・電子システム特論		2
		航空宇宙特論Ⅰ		2
		航空宇宙特論Ⅱ		2
		バイオ・ロボティクス特論Ⅰ		2
		バイオ・ロボティクス特論Ⅱ		2
		システムデザイン特論Ⅰ		2
		システムデザイン特論Ⅱ		2
		コンピュータ科学特論		2
		知覚情報処理特論		2
		知能システム特論		2
		建設工学特論Ⅰ		2
		建設工学特論Ⅱ		2
		環境工学特論Ⅰ		2
		環境工学特論Ⅱ		2
		防災工学特論Ⅰ		2
		防災工学特論Ⅱ		2
分野別科目	演習科目	電気電子通信工学系特別演習Ⅰ		1
		電気電子通信工学系特別演習Ⅱ		1
		機械工学系特別演習Ⅰ		1
		機械工学系特別演習Ⅱ		1
		知能情報工学系特別演習Ⅰ		1
		知能情報工学系特別演習Ⅱ		1
		社会基盤・環境工学系特別演習Ⅰ		1
		社会基盤・環境工学系特別演習Ⅱ		1
	研究指導科目	電気電子通信工学系特別研究Ⅰ		1
		電気電子通信工学系特別研究Ⅱ		1
		電気電子通信工学系特別研究Ⅲ		2
		機械工学系特別研究Ⅰ		1
		機械工学系特別研究Ⅱ		1
		機械工学系特別研究Ⅲ		2
		知能情報工学系特別研究Ⅰ		1
		知能情報工学系特別研究Ⅱ		1

		知能情報工学系特別研究Ⅲ		2
		社会基盤・環境工学系特別研究Ⅰ		1
		社会基盤・環境工学系特別研究Ⅱ		1
		社会基盤・環境工学系特別研究Ⅲ		2

デザイン・メディア工学専攻

科目区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
研究科共通科目		理工学人材育成特論	1	
		グローバルキャリアデザイン		1
		国際ビジネス特論		2
		英語コミュニケーション		1
		上級科学技術英語		1
		長期インターンシップ		4
		デザイン思考論		1
		数理・情報科学特論		1
専攻共通科目		デザイン・メディア工学特論	2	
		プロダクトデザイン特論		2
		デジタルコンテンツデザイン特論		2
		計測データ解析特論		2
		仮想環境構築特論		2
分野別科目	演習科目	デザイン工学系特別演習	1	1
		メディア工学系特別演習		1
		デザイン・メディア工学融合演習		
	研究指導科目	デザイン工学系特別研究Ⅰ		1
		デザイン工学系特別研究Ⅱ		1
		デザイン工学系特別研究Ⅲ		2
		メディア工学系特別研究Ⅰ		1
		メディア工学系特別研究Ⅱ		1
		メディア工学系特別研究Ⅲ		2

別表第2 第17条第1項に定められた修了に必要な単位数

専攻	修了に必要な単位数
自然・応用科学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究科共通科目から、2単位以上修得すること。（必修の理工学人材育成特論1単位を含む。） ② 専攻共通科目から、所属する教育研究分野の科目を含め4単位以上修得すること。 ③ 分野別科目の演習科目から、所属する教育研究分野の科目を2単位以上修得すること。 ④ 分野別科目の研究指導科目から、所属する教育研究分野の科目を4単位以上修得すること。 ⑤ ①～④の合計で、12単位以上修得すること。
システム創成工学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究科共通科目から、2単位以上修得すること。（必修の理工学人材育成特論1単位を含む。） ② 専攻共通科目から、所属する教育研究分野の科目を含め4単位以上修得すること。 ③ 分野別科目の演習科目から、所属する教育研究分野の科目を2単位以上修得すること。 ④ 分野別科目の研究指導科目から、所属する教育研究分野の科目を4単位以上修得すること。 ⑤ ①～④の合計で、12単位以上修得すること。
デザイン・メディア工学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究科共通科目から、2単位以上修得すること。（必修の理工学人材育成特論1単位を含む。） ② 専攻共通科目から、所属する教育研究分野の科目を含め4単位以上修得すること。（必修のデザイン・メディア工学特論2単位を含む。） ③ 分野別科目の演習科目から、所属する教育研究分野の科目を2単位以上修得すること。（必修のデザイン・メディア工学融合演習1単位を含む。） ④ 分野別科目の研究指導科目から、所属する教育研究分野の科目を4単位以上修得すること。 ⑤ ①～④の合計で、12単位以上修得すること。